

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件である。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、本調達に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成29年 1 月 4 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 牛腸 宏

◎調達機関番号 020      ◎所在地番号 9

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 15、29

(2) 調達件名及び数量

H 2 9 渡良瀬川電気通信施設保守運転監視  
業務 一式（電子調達システム対象案件）

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による

(4) 履行期間 平成29年 4 月 1 日から平成30年

3月31日まで

(5) 履行場所

栃木県足利市田中町661-3

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管内

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用

- 1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。また、確認書を3(1)の問い合わせ先に事前にFAXにて提出すること。
- 2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

## 2 競争参加資格

### (1) 入札参加者に要求される資格

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
なお「競争参加者の資格に関する公示」

(平成27年12月24日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。)でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等

を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。（3(3)の交付方法により直接入札説明書を手に入れた者であること。）

⑧ 平成14年度以降に、下記ア)に示す設備に関する保守業務又は点検業務等を元請として完了（平成29年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること（下記ア)に示す設備に関して下記イ)に示す機関が発注した保守業務又は点検業務等の場合は、再委託として完了（平成29年3月31日までに完了見込みを含む）した履行実績も認める）。

なお、保守業務又は点検業務等の履行実績には、履行実績対象設備に関する、設置工事の施工実績、製造又は購入の納入実績も含むものとする。ただし、工事の共同企業体における施工実績において

は、出資比率20%以上の場合のものとし、製造又は購入の納入実績は据付・調整を含むものに限る。

ア) 対象設備は次のいずれか1つの設備とする。

1. 多重無線装置
2. 端局装置
3. 遠方監視装置
4. 交換設備
5. 長距離(30km以上)用光伝送設備
6. 移動体通信設備
7. 衛星通信設備
8. ネットワーク設備
9. テレメータ観測装置又は放流警報装置(通信回線は無線とする)
10. 防災情報システム(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの)
11. 道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備

12. C C T V 設備

13. 高圧（又は特別高圧）受変電設備

14. 発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備

15. 無停電電源設備（常時インバータ方式に限る）

イ）発注機関は次のいずれかに該当する機関とする。

- ・ 国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
- ・ 地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
- ・ 地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律

(昭和47年法律第66号)に基づく土地  
開発公社又は地方公共団体の出資する  
公益法人その他であって、その名称に  
「公社」の文字が用いられているも  
の)

⑨ 本業務の配置予定管理技術者は、申請  
書及び資料等の提出期限の時点で次の  
ア) からオ) のいずれか一つの条件及び  
履行期間の開始の日の時点でカ) から  
キ) の条件を満たすこと。なお、実務経  
験は、国土交通省電気通信施設点検基準  
(案) に定めるいずれかの設備に関する  
もののうち、以下のいずれかの実績とす  
る。

- ・保守業務又は点検業務の履行実績(再  
委託受注によるものを含むものとし  
る)
- ・設置工事の施工実績(再委託受注によ  
るものを含むものとする)
- ・製造又は購入の納入実績(再委託受注



によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限るものとする)

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の条件を満たすこと。

ア) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校(専門学校)もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。

イ) 学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。

ウ) 上記ア)及びイ)以外の者で、7年以上の実務経験を有する者であること。

エ) 以下のいずれかの資格を有する者で

あること。

- ・ 技術士（電気電子部門又は総合技術  
監理部門（選択科目を「電気電子」  
とするものに限る））
- ・ 一級電気工事施工管理技士、二級電  
気工事施工管理技士のいずれか
- ・ 第一種電気工事士

オ）以下のいずれかの資格を有する者で、  
実務経験が3年以上あること。

- ・ 第一級総合無線通信士、第二級総合  
無線通信士、第一級陸上無線技術士、  
第二級陸上無線技術士、第一級陸上  
特殊無線技士のいずれか
- ・ 第一種電気主任技術者、第二種電気  
主任技術者、第三種電気主任技術者  
のいずれか
- ・ 第二種電気工事士

カ）通常の勤務時において2時間以内に  
履行場所（渡良瀬川河川事務所）に到  
着できる場所を主たる勤務地とし、又

は夜間、休日において2時間以内に履行場所（渡良瀬川河川事務所）に到着できること。

キ）配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、本業務の履行期間の開始の日の時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、2億円未満かつ5件以下であること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は本業務の落札決定後から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の a 及び b の全ての要件を満たす技術者に交代させるものとする。

a 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

b 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

(2) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参

照)

### 3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

〒326-0822

栃木県足利市田中町661-3

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

経理課契約係

電話0284-73-5552 内線226

(2) 紙入札方式による証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成29年1月4日から平成29年3月9日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対

しては、記録媒体（CD-R等）を上記  
(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記  
(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒  
(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先  
がわかるものを同封すること。受付期間は  
平成29年1月4日から平成29年3月8日ま  
での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
8時30分から17時15分まで(最終日は16時ま  
で)とする。

(4) 電子調達システムによる証明書等の提出期  
限、及び紙入札による証明書等の提出期限  
平成29年2月14日 13時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、  
及び紙入札による入札書の提出期限  
平成29年3月8日 16時00分

(6) 開札の日時及び場所  
平成29年3月9日 11時00分  
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所入札室

(7) 履行期間開始日は平成29年4月1日からとし、契約締結日は平成29年4月3日とする。ただし、平成29年4月3日までに平成29年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月4日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

#### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を上記3(4)の提出期限までに、上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法



予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Gochou General Manager of Watarasegawa River Office, Kanto Regional Development Bureau

- (2) Classification of the services to be required: 15、 29
- (3) Nature and quantity of the services to be required :H29 Watarasegawa Telecommunication equipment maintenance and operational supervision1 set
- (4) Fulfillment period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2018
- (5) Fulfillment place : As in the tender documentation
- (6) acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system <https://www.geps.go.jp/>
- (7) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
- 1) not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budg-

et, Auditing and Accounting.

- 2) have Grade A, B, C or D on "provision of services" in Kanto Koushinetu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infra-structure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016/2017/2018
- 3) not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
- 4) not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infra-structure, Transport and Tourism

is continuing state concerned.

5) The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.

6) other details, by the tender documentation.

(8) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13:00 14 February, 2017

(9) Time-limit for tender : 16:00 8 March, 2017

(10) Contact point for the notice : Yuko Saga Contract Section, Accounting Division, Watarasegawa River Office, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 661-3 Tanaka-chou Ashikaga-Shi, Tochigi-Ken, 326-0822 Japan,  
TEL 0284-73-5552 ex.226